中音組織物類手当

強態型語句意



対象者

※**中学生、高校生世代**の児童を養育し、区内に在住する方

※12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある方



支給額

児童1人につき**月額15,000円**

(この手当は雑所得に該当します。雑所得の収入状況によっては所得の申告が必要に なる場合や、非課税世帯から課税世帯に変更となる場合があります。)



支給時期

毎年2月・6月・10月(それぞれ前月までの分を支給します)

初回の支給は、令和7年10月下旬予定です。



申請の要否

裏面のフローチャートをご覧ください。

※児童手当の受給状況によっては、申請が不要な場合があります。

申請が必要な方

4月





申請方法

返信用封筒に必要書類を同封し、郵送するか、区役所 2 階 子育て推進課窓口または各出張所窓口へ提出してください。 区ポータルサイトで申請することも可能です。 申請は随時受け付けております。



ポータルサイトの



申請期限

5月

令和7年9月30日(火)

8月

※最大で令和7年4月分からの支給が可能です。期限を過ぎた場合、申請した日の翌月分からの支給となります。

例)令和7年9月30日までに申請した場合

6月



 10月
 11月
 12月
 1月
 2月

 支給(10月下旬)
 支給(2月下旬)

最大4月~9月分(区内に在住している期間により異なります。)の支給が可能です。 支給の時期は、認定処理の時期により異なります。

7月

2月下旬支給分(10月~1月分)

※認定処理の時期によっては申請期限前に申請した方でも、初回支給(10月下旬)に間に合わない場合があります。



10月以降に申請した場合、4月~9月分は受給できません。支給は、申請した日の翌月分からとなります。 例)10月5日申請→11月分からの支給

詳細はHPをご覧ください。



問合せ先

千代田区 教育委員会事務局 子育て推進課 手当・医療係

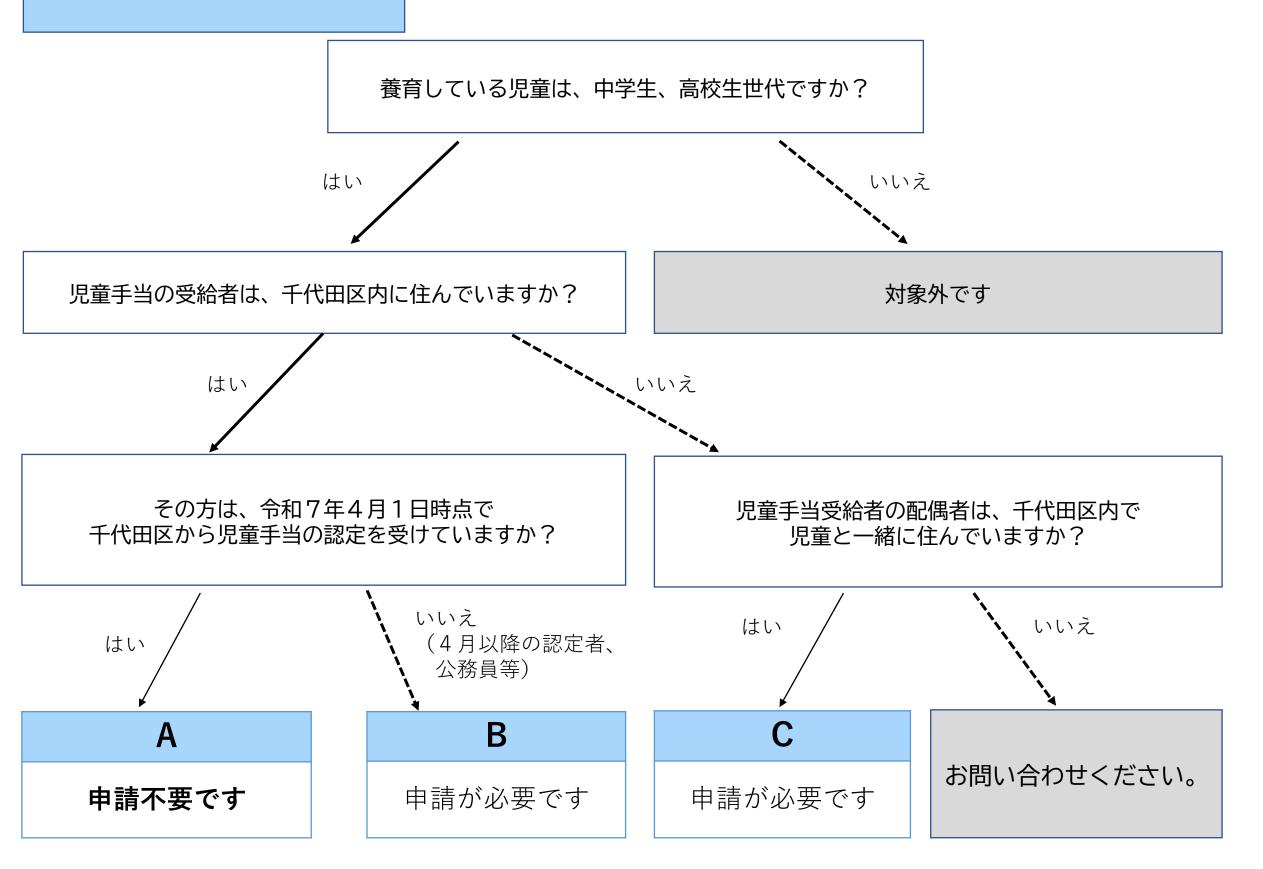
電話番号:03-5211-4230

E-mail: kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1



申請要否確認フロー



	申請者	必要書類
Α		<u> 手当の認定を受けることができます。</u> ることにより、受給を辞退することは可能です。)
В	児童手当受給者	・「中高生世代応援手当 認定請求書」・児童手当の受給状況が分かる書類(認定通知書等)
С	千代田区内で、児童と一緒に 住んでいる児童手当受給者の 配偶者	· 「中高生世代応援手当 認定請求書」

※児童手当受給者の配偶者への支給を希望する方

- A・Bのパターンについて、<u>千代田区内で児童と一緒に住んでいる配偶者</u>への支給を希望する場合は、申請が必要です。
 - ・「同居父母等への支給に関する申立書」(児童手当受給者が記入)
 - ・「中高生世代応援手当 認定請求書」(受給を希望する配偶者が記入)をご提出ください。

ご不明な点は、下記問合せ先までお問い合わせください。

申請書はHPにも掲載しております。



問合せ先

千代田区 教育委員会事務局 子育て推進課 手当・医療係

電話番号:03-5211-4230

E-mail: kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp 〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1

